

制定 平成28年3月31日
改正 平成28年6月29日
全部改正 平成29年4月1日
全部改正 平成30年4月1日
改正 平成31年4月1日

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付要綱を改正する。

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、本市が実施するすまいの創エネ・省エネ応援事業に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 助成金は、本市の区域内に次条第1号から第4号までに規定する設備（以下「助成対象設備」という。）を設置する者に対し、その経費の一部を助成することにより、すまいにおける創エネ・省エネ設備の普及拡大を図り、地球温暖化防止に寄与することを目的として交付する。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電する装置であり、第9号から第13号までに規定する建築物の住居の用に供する部分（集会所の用に供する部分及び共同住宅における階段、廊下等の共用部分を含む。以下「住居部分」という。）に電力を供給するために設置されるものをいう。
- (2) 蓄電システム 太陽光発電システムにより発電する電力を充放電し、蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）で構成される一体の装置であり、住居部分に電力を供給するために設置されるものをいう。
- (3) HEMS（家庭用エネルギーマネジメントシステム） 住居部分の電力使用量などを計測、蓄積し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、電力使用を調整するなどの制御機能を有しているシステムであるものをいう。
- (4) 太陽熱利用システム 太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する自然循環方式の太陽熱温水器（以下「自然循環型」という。）又は住宅の屋根等への設置に適した不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯等に利用するソーラーシステム（以下「強制循環型」という。）で、住居部分に熱を供給するために設置されるものをいう。
- (5) エネファーム（家庭用燃料電池システム） 燃料電池ユニット等から構成され、電力及び熱の供給を主目的としたシステムであり、住居部分に電力及び熱を供給するために設置されるものをいう。
- (6) 設置 助成対象設備の設置に係る工事が完了することをいう。
- (7) 設置日 助成対象設備の保証書の保証開始日、引渡証明書の引渡日又は工事完了証明書の完了日を示す。ただし、太陽光発電システムについては、電力受給開始日としても良いこととする。
- (8) 増設 過去に太陽光発電システム又は蓄電システムを設置し、この要綱又は京都市住宅用自立分散型エネルギー利用設備設置助成金交付要綱又は京都市住宅用太陽光発電システム設置助成金交

付要綱又は京都市住宅用蓄電システム設置助成金交付要綱に基づく助成を受けており、今回新たに当該システムを設置することをいう。

- (9) 共同住宅 2以上の住戸を有する建築物で、かつ建築物の出入口から住戸の玄関に至る階段、廊下等の共用部分を有するものをいう。
- (10) 分譲共同住宅 共同住宅であって2以上の区分所有者が存する建物をいう。
- (11) 賃貸共同住宅 共同住宅であって2以上の住戸を居住の用に供するために賃貸されるものをいう。
- (12) 戸建住宅 共同住宅以外の住宅（店舗、事務所等との兼用住宅を含む。）をいう。
- (13) 集会所 主として地域住民の集会に供せられる施設をいう。
- (14) 兼用住宅 一世帯が居住する部分（延べ面積の1/2以上であること。）と、居住者が事務所や店舗などの業務に使用する部分（これら部分の床面積の合計が50㎡以内であること。）を一つの建物の中に併せ持つ住宅をいう。

なお、敷地内に建物が複数ある場合は、電気の契約が同じ建物を全て含めること。

- (15) 自治会等 自治会、町内会その他の住民が組織する団体をいう。
- (16) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律に規定する管理組合をいう。
- (17) 申請場所 市長が受付業務を委託する受託者の窓口
- (18) 申請確認完了 市長が受付業務を委託する受託者がすまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）及び別表3に掲げる添付図書に不備がないことを市長に報告したことをいう。
- (19) 報告確認完了 市長が受付業務を委託する受託者がすまいの創エネ・省エネ応援事業助成金実績報告書（第2号様式。以下「実績報告書」という。）及び別表4に掲げる添付図書に不備がないことを市長に報告したことをいう。
- (20) 交付申請年度 助成金の交付を申請する日が属する年度のことをいう。

（交付対象者）

第4条 助成金の交付対象者は、各号に掲げる全ての要件を満たす者をいう。

- (1) 次に掲げるいずれかの要件を満たす者とする。
 - ア 戸建住宅に助成対象設備を設置する個人所有者又は個人居住者（助成対象設備付住宅を購入する個人を含む。）
 - イ 賃貸共同住宅に助成対象設備を設置する個人所有者又は個人居住者
 - ウ 分譲共同住宅に助成対象設備を設置する個人区分所有者
 - エ 分譲共同住宅に助成対象設備を設置する管理組合
 - オ 集会所に助成対象設備を設置する自治会等
- (2) 市税を滞納していない者

（助成対象設備）

第5条 助成対象設備とは、次に掲げる全ての要件及び別表1に掲げる要件に適合するものをいう。

- (1) 助成対象設備に関する契約の締結日が交付申請年度の4月1日以降であり、かつ、実績報告書の提出が交付申請年度の3月15日までにできるもの
- (2) 未使用品であるもの
- (3) リース品でないもの
- (4) 設置する助成対象設備を対象として、過去に京都市の設置助成を受けていないもの

(5) 景観法，京都市市街地景観整備条例，京都市風致地区条例及び京都市眺望景観創生条例等に基づき，必要に応じて関係部局と協議し，許可及び認定の申請並びに届出の申請が行われるもの

(6) その他，設置に関して，法令，条例等に適合しているもの

(助成対象設備の設置場所及び使用場所)

第6条 助成対象設備の設置場所及び使用場所は，本市の区域内で交付対象者が所有又は居住している建物であること。ただし，助成対象設備から供給される電力等を全て非住宅部分で使用する兼用住宅等は，対象外とする。交付対象者が建物を所有していない場合は，所有者に同意を得ていなければならない。

なお，敷地内に複数の建物があり，助成対象設備が複数の建物に分かれて設置される場合は，電気の契約が同じ建物に設置されること。

(受付期間及び受付方法)

第7条 交付申請書の受付期間は，受付開始から予算額に達した時点まで（郵送による申請は必着のもの。）とする。

2 申請者は，この要綱に規定する様式に基づき作成する書類を，書留による郵送又は持参の方法により，申請場所に添付図書とともに提出するものとする。

なお，郵送の場合は収受日の申請受付時間終了後に同時に到達したものとみなす。

(助成対象経費及び助成金の額)

第8条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は，第5条に規定する助成対象設備及びその設置工事に係る費用の総額とする。ただし，国等から助成を受けたものについては，その助成の額を控除したものとする。

2 助成金の額は，別表2に掲げるとおりとする。ただし，助成金の額に1,000円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。

3 助成金の額は，第1項の助成対象経費を超えないものとする。

(交付の申請)

第9条 条例第9条の規定による申請は，助成対象設備の設置日の前日までに交付申請書に別表3に掲げる添付図書を添えて，市長に提出しなければならない。

ただし，購入の契約を締結する以前に助成対象設備が設置されている助成対象設備付住宅を購入する場合はこの限りではなく，購入の契約の締結日の翌日から起算して30日を経過した日までであれば，提出することができるものとする。

2 市長は，条例第9条の規定による申請を受けたときは，申請確認完了をしたものから先着順に条例第10条に基づく調査を行い，助成金の交付又は不交付の決定手続を行うものとする。

3 市長は，前項の申請確認完了をした日から起算して55日を経過した日までに条例第10条第2項又は第3項の決定をするものとする。

4 申請者は，第1項に規定する書類を申請場所に提出しなければならない。

(決定の通知)

第10条 市長は，条例第12条第1項の規定により，助成金の交付を決定したときは，すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

2 市長は，条例第12条第2項の規定により，助成金を交付しないことを決定したときは，すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金不交付決定通知書（第4号様式）により，助成金の不交付を申請者に通知する。

3 市長は、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第11条 条例第13条第1項の規定による申請の取下げは、すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付申請取下げ書(第5号様式)により取下げを行うものとする。

2 申請の取下げを行うことができる期間は、前条第1項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して20日を経過した日までとする。

3 前条第1項に規定する通知を受けた者(以下「交付決定対象者」という。)は、第1項に規定する書類を申請場所に提出しなければならない。

(申請内容の変更・廃止の申請)

第12条 交付決定対象者は、申請内容を変更(助成金の額の変更を伴わないものを除く。)しようとするときは、条例第11条第1項第1号の規定によりすまいの創エネ・省エネ応援事業助成金変更承認申請書(第6号様式。以下「変更申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

(1) すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付決定通知書の写し

(2) その他申請内容の変更に係る資料

(3) その他市長が必要と認める資料

2 市長は、申請内容の変更について承認することとしたときは、すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金変更承認通知書(第7号様式)により交付決定対象者に対して通知し、承認しないこととしたときは、すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金変更不承認通知書(第8号様式)により交付決定対象者に対して通知する。

3 交付決定対象者は、助成対象事業の遂行が困難となり申請内容を廃止しようとするときは、条例第11条第1項第2号及び第3号の規定によりすまいの創エネ・省エネ応援事業助成金廃止承認申請書(第9号様式。以下「廃止申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

(1) すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付決定通知書の写し

(2) その他申請内容の廃止に係る資料

(3) その他市長が必要と認める資料

4 市長は、申請事項等の廃止について承認することとしたときは、すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金廃止承認通知書(第10号様式)により交付決定対象者に対して通知する。

5 交付決定対象者は、第1項又は第3項に規定する書類を申請場所に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第13条 市長は、条例第14条第1項の規定による決定の取消し等をしたときは、すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付決定取消・変更通知書(第11号様式)により、交付決定対象者に通知する。

(決定の取消し)

第14条 市長は、条例第22条第1項の規定による決定の取消し等をしたときは、すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付決定取消・変更通知書(第11号様式)により、交付決定対象者に通知する。

(事業完了の報告)

第15条 条例第18条第1項の規定により、設置の後に、当該助成事業の実績を記載した実績報告書

に、別表4に掲げる添付図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する実績報告書を、助成対象設備の設置日（複数の助成対象設備を同時に申請しており、設置日が異なる場合は、設置が最も遅い助成対象設備の設置日）の翌日から起算して60日を経過した日（共同住宅の管理組合の場合を除く。）又は交付申請年度の3月15日（郵送による提出は必着のもの。）のいずれか早い期日までに提出しなければならない。ただし、第10条第1項に規定するすまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付決定通知書（第3号様式）又は第12条第2項に規定するすまいの創エネ・省エネ応援事業助成金変更承認通知書（第7号様式）に記載の通知日が助成対象設備の設置日の翌日から起算して30日を超えた場合、及び、購入の契約を締結する以前に助成対象設備が設置されている助成対象設備付住宅を購入した場合は、当該通知日から起算して30日以内（郵送による提出は必着のもの。）の期日までに提出しなければならない。

（交付額の決定）

第16条 市長は、条例第18条の規定による報告を受けたときは、報告確認完了したものから先着順に条例第19条に基づく調査を行い、助成金交付予定額の範囲内で助成金の交付額を決定し、すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付額決定通知書（第12号様式）により交付決定対象者に通知する。

（助成金の支払い）

第17条 前条に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から14日以内にすまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付請求書（第13号様式）により、助成金の交付を請求するものとする。

2 前項に規定する期間以内に請求がなされない場合は、助成金を交付しないことがある。

3 市長は、前項の規定による適正な請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（事務の代行）

第18条 申請者は、第9条第1項に規定する申請書の作成、第12条第1項に規定する変更申請書、同条第3項に規定する廃止申請書の作成、第15条第1項に規定する実績報告等（以下「申請手続」という。）について、申請者と助成対象設備に係る工事請負契約を締結する者等（以下「手続代行者」という。）に対して、申請手続の代行を委任することができる。

2 申請者は、前項に規定された申請手続の代行を委任するに当たっては、申請手続に併せて市長に報告しなければならない。

3 手続代行者は、代行する申請手続を行うに当たっては、本要綱の定めに従い、誠意をもって実施するものとする。

（財産の管理等）

第19条 助成金の交付を受けた者は、助成金の交付の対象となった助成対象設備を、その法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、当該対象設備を設置した住宅等における使用に充てなければならない。

（財産処分の制限）

第20条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

2 助成金の交付を受けた者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめすまいの創エネ・省エネ応援事業助成金に係る財産処分承認申請書（第14号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、交付決定対象者にすまいの創エネ・省エネ応援事業助成金に係る財産処分承認通知書（第15号様式）により財産処分を承認し、次条に規定する助成金返還額を通知するものとする。
- 4 市長は、期限を定めて、前項で通知した助成金の返還を命じるものとする。
- 5 前項の納付期限は、納付命令のなされた日から20日以内とする。

（助成金返還額）

第21条 助成金返還額は、助成対象経費に減価償却費を減じて得たものに、助成率（助成金交付額が助成対象経費に占める割合）を乗じて得た額とする。

2 減価償却費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 助成対象設備を設置した年度に財産処分する場合、助成対象経費に減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に規定する定率法の償却率（以下「償却率」という。）及び次項に規定する償却年数を乗じて得た額とする。
- (2) 次年度以降に財産処分する場合、助成対象経費から減価償却費の前年度までの累積額を控除した後の額に、償却率及び償却年数を乗じて得た額とする。

3 償却年数は、設置日から財産処分実施日までとし、年度の中で財産処分した場合は、その年度において使用していた月数を12で除したものとする。

（助成金の経理等）

第22条 助成金の交付を受けた者は、条例第16条に従い、助成対象経費についての支出を明らかにした書類を整備しておかなければならない。

2 助成金の交付を受けた者は、前項の書類その他の証拠書類を、助成事業が完了した年度の翌年度から起算して第20条第1項に規定する期間が経過するまでの間、保管しておかなければならない。

（協力）

第23条 助成金の交付を受けた者は、市長からの求めに応じて、次に掲げる事項について協力を行うものとする。

- (1) 助成対象設備導入に係るアンケート
- (2) 助成対象設備の使用状況の報告や設置写真の提出など、市長が必要と認める事項

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 助成対象設備の要件（第5条関係）

助成対象設備	要件
太陽光発電システム	<p>(1) 発電した電力を一部又は全て自家使用するもの</p> <p>(2) 助成対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力値（単位はkWとし、1kW未満の端数があるときは、小数第3位以下を切り捨てる。JIS規格に規定されている太陽光電池モジュールの公称最大出力とする。以下「システム最大出力値」という。）の合計が0.5kW以上であるもの。ただし、京都市地球温暖化対策条例第41条の規定による、特定建築物における再生可能エネルギー利用設備の設置の場合、助成の対象となるシステム最大出力値は再生可能エネルギー利用設備の設置義務量を除いたものとする。</p>
蓄電システム	<p>(1) 常時、太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの</p> <p>(2) 蓄電池本体又は蓄電システムパッケージが、一般財団法人電気安全環境研究所のS-JET認証又は部品登録認証を受けているもの又は国が平成29年度以降に実施する補助事業における補助対象システムとして、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録されているもの</p> <p>(3) 助成対象設備を構成する蓄電池の蓄電容量（単位はkWhとし、1kWh未満の端数があるときは、小数第3位以下を切り捨てる。以下「蓄電容量」という。）の合計が1kWh以上であるもの</p>
HEMS（家庭用エネルギーマネジメントシステム）	<p>HEMS機器については、次の機能を全て有していること。</p> <p>(1) エネルギーの使用状況の見える化 HEMSを設置した住宅において、住宅全体及びその居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できること。</p> <p>(2) 省エネに資する制御機能の搭載 一つ以上の機器に対して省エネに資する制御機能を有していること又は蓄電システムのピークカット/ピークシフト制御を実行できること。</p> <p>(3) ECHONET Lite規格又はこれに準じる機能を有する標準インターフェイスの搭載</p>
太陽熱利用システム	<p>(1) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けたもの</p> <p>(2) 京都市地球温暖化対策条例第41条の規定による、特定建築物における再生可能エネルギー利用設備の設置の場合、再生可能エネルギー利用設備の設置義務量を超えるもの</p>

別表2 助成金の額（第8条関係）

助成対象設備	助成金の額
太陽光発電システム	<p>1 第4条第1号ア、イ（個人居住部分のみに使用する場合）及びウの交付対象者について、次に掲げる(1)～(4)の要件を満たす場合、いずれかに記載の額とし、さらに(5)の要件を満たす場合、(5)に記載の額を加算する。</p> <p>(1) 太陽光発電システムを設置する場合、1kW当たり2万円に、システム最大出力値を乗じて得た額とし、助成の対象となるシステム最大出力値の上限は設けないものとする。</p> <p>(2) 次のア～ウのいずれかの補助事業の対象となる場合、1kW当たり4万円に、システム最大出力値を乗じて得た額とし、助成の対象となるシステム最大出力値の上限は設けないものとする。ただし、次に掲げる補助事業の補助対象費用が25万円以上であるものに限る。</p> <p>ア 交付申請年度の4月1日から3月31日までに既存住宅の省エネルギーリフォーム支援事業の補助金の交付額の決定を受けるもの。</p> <p>イ 交付申請年度の4月1日から3月31日までにまちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業の補助金の交付額の決定を受けるもの。</p> <p>ウ 交付申請年度の4月1日から3月31日までに国の次世代住宅ポイント制度における住宅のリフォームでポイントの発行を受けるもの。ただし、対象工事は断熱改修又は耐震改修に限る。</p> <p>(3) 本要綱の助成金の交付を受ける太陽熱利用システムを設置し、同時に申請する場合、1kW当たり4万円に、システム最大出力値を乗じて得た額とし、助成の対象となるシステム最大出力値の上限は設けないものとする。</p> <p>(4) 本要綱の助成金の交付を受ける蓄電システムを設置し、同時に申請する場合、1kW当たり4万円に、システム最大出力値を乗じて得た額とし、助成の対象となるシステム最大出力値の上限は設けないものとする。</p> <p>さらに、別途定める予算と期間を超えない範囲で、4kWまでを上限として、1kW当たり1万円に、システム最大出力値を乗じて得た額を加算する（助成金の額が太陽光発電システムと蓄電システムを合わせた助成対象経費の2分の1を超えない範囲に限る。）。なお、助成対象設備を増設する場合、1kW当たり1万円の加算については、平成28年度以降に太陽光発電システムと蓄電システムを同時に申請して助成金の交付を受けたシステム最大出力値を含めて4kWまでを上限とする。</p> <p>(5) エネファームを同時に設置し、太陽光発電システムに併せて申請する場合、助成対象設備1件につき4万円を加算する。</p> <p>ただし、設置するエネファームは、未使用品のもの、かつリース品</p>

	<p>でないものであり，国の「家庭用燃料電池システム導入支援事業」に係る補助事業者である，一般社団法人燃料電池普及促進協会が行う補助金の補助対象システムとして指定されているものであること。</p> <p>また，設置するエネファームを対象として，過去に京都市の助成を受けていないこと。</p> <p>2 第4条第1号イ（共用部分に使用する場合），エ及びオの交付対象者について，1kW当たり4万円に，システム最大出力値を乗じて得た額とし，助成の対象となるシステム最大出力値の上限は設けないものとする。</p>
蓄電システム	<p>1 別途定める予算と期間を超えない範囲で，第4条第1号ア，イ（個人居住部分のみに使用する場合）及びウの交付対象者について，本要綱の助成金の交付を受ける太陽光発電システムを設置し，同時に申請する場合，1kWh当たり3万円に，蓄電容量を乗じて得た額とし，助成の対象となる蓄電容量の上限は6kWhとする（ただし，助成金の額が太陽光発電システムと蓄電システムを合わせた助成対象経費の2分の1を超えない範囲に限る。）。</p> <p>助成対象設備を増設する場合，過去に助成金の交付を受けた蓄電システムの蓄電容量を含めて上限は6kWhとする。</p> <p>2 第4条第1号イ（共用部分に使用する場合），エ及びオの交付対象者について，1kWh当たり7.5万円に，蓄電容量を乗じて得た額とし，助成の対象となる蓄電容量の上限は設けないものとする。</p>
HEMS（家庭用エネルギーマネージメントシステム）	<p>助成対象設備1件につき2万円とする。</p>
太陽熱利用システム	<p>(1) 太陽熱利用システムのみを設置する場合，助成対象設備1件につき自然循環型は5万円，強制循環型は10万円とする。</p> <p>(2) 次のア～ウのいずれかの補助事業の対象となる場合，助成対象設備1件につき自然循環型は10万円，強制循環型は20万円とする。ただし，補助対象費用が25万円以上であるものに限る。</p> <p>ア 交付申請年度の4月1日から3月31日までに既存住宅の省エネルギーフォーム支援事業の補助金の交付額の決定を受けるもの</p> <p>イ 交付申請年度の4月1日から3月31日までにまちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業の補助金の交付額の決定を受けるもの</p> <p>ウ 交付申請年度の4月1日から3月31日までに国の次世代住宅ポイント制度における住宅のリフォームでポイントの発行を受けるもの。ただし，対象工事は断熱改修又は耐震改修に限る。</p> <p>(3) 本要綱の助成金の交付を受ける太陽光発電システムを設置し，同時に申請する場合，助成対象設備1件につき自然循環型は15万円，強制循</p>

	環型は30万円とする。
--	-------------

別表3 交付申請書の添付図書（第9条関係）

添付図書	
	(1) 助成金の額の計算根拠
	(2) 機器購入等を証する書類の写し（売買契約書又は工事請負契約書等。注文書及び注文請書を含む。）
	(3) 申請者の住民票の写し等（申請日から3箇月以内に取得したもの。）ただし、申請者が第4条第1号エに規定する管理組合又は申請者が第4条第1号オに規定する自治会等のときは、次に掲げる図書とする。 ア 管理組合又は自治会等の規約の写し イ 管理組合又は自治会等で助成対象設備の設置について承諾されたことを示す書面等の写し（議事録又は議決書） ウ 代表者の住民票の写し等（申請日から3箇月以内に取得したもの。） なお、管理組合又は自治会等が法人の場合にあつては、登記事項証明書（申請日から3箇月以内に取得したもの。）をもってこれに代えることができる。
	(4) 付近見取図（都市計画図（1/2，500）と同等程度に付近の状況がわかる地図）
	(5) 住宅の全体写真（新築住宅の場合は建設予定敷地の写真）
	(6) 助成対象設備の設置に係る建物の所有を証明する登記事項証明書（申請日から3箇月以内に取得したもの。ただし、自ら居住している建物の場合は除く。）
	(7) 太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの場合、京都市地球温暖化対策条例第41条の規定による、特定建築物における再生可能エネルギー利用設備の設置を証する書類の写し（該当する場合）
	(8) HEMSの場合、別表1助成対象設備の要件に適合することが分かる書類又は京都府の府民ネガワット発電推進事業補助金の予約を受けていることを証する書類の写し
	(9) その他市長が必要と認める書類

別表4 実績報告書の添付図書（第15条関係）

助成対象設備	添付図書
全助成対象設備共通	(1) 助成金の額の計算根拠 (2) 助成対象設備の設置費の支払を証する書類の写し（助成対象経費がわかるもの。） (3) 保証書，引渡証明書，工事完了証明書等，助成対象設備の設置が完了したことが分かる書類の写し（日付，交付対象者の氏名及び住所が明記されていること。）又は太陽光発電システムの場合，電力受給契約内容のお知らせの写し等の電力受給を開始したことを証する書類
太陽光発電システム	(1) 助成対象設備の設置状態を示すカラー写真 ア 住宅の全体写真 イ 全ての太陽電池モジュールが設置された屋根の部分が分かる写真及

	<p>びパワーコンディショナの写真</p> <p>(2) 屋根伏図（設置された太陽電池モジュールの配置枚数が分かるもの。）</p> <p>(3) 既存住宅の省エネルギーリフォーム支援事業又はまちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業の補助の交付を受けていることを証する書類の写し（該当する場合）</p> <p>(4) 国の次世代住宅ポイント制度における住宅のリフォームで、断熱改修又は耐震改修のポイントの発行を受けていることを証する書類の写し（該当する場合）</p> <p>(5) エネファーム設置を証明する書類（該当する場合） エネファームの設置費の支払を証する書類の写し 保証書、引渡証明書、工事完了証明書等、エネファームの設置が完了したことが分かる書類の写し（日付、交付対象者の氏名及び住所が明記されていること。） エネファームが設置されていることが分かる写真又は国の家庭用燃料電池システム導入支援事業補助金の交付を受けていることを証する書類の写し</p>
蓄電システム	<p>(1) 助成対象設備の設置状態を示すカラー写真 ア 住宅の全体写真 イ 助成対象設備が設置されていることが分かる写真</p>
HEMS（家庭用エネルギーマネージメントシステム）	<p>(1) 助成対象設備の設置状態を示すカラー写真 ア 住宅の全体写真 イ 助成対象設備が設置されていることが分かる写真又は京都府の府民ネガワット発電推進事業補助金の交付を受けていることを証する書類の写し</p>
太陽熱利用システム	<p>(1) 助成対象設備の設置状態を示すカラー写真 ア 住宅の全体写真 イ 全ての集熱器及び蓄熱槽が設置されたことが分かる写真</p> <p>(2) 既存住宅の省エネルギーリフォーム支援事業又はまちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業の補助金の交付を受けていることを証する書類の写し（該当する場合）</p> <p>(3) 国の次世代住宅ポイント制度における住宅のリフォームで、断熱改修又は耐震改修のポイントの発行を受けていることを証する書類の写し（該当する場合）</p>

すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付申請書

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条第1項及び京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付要綱第9条第1項の規定により助成金の交付を申請します。

1 助成金額・助成対象設備

助成金額	金 □□□□□□□□ 0 0 0 円 <small>(注) 助成金額計算表の合計額を記入。金額の訂正不可。</small>
助成対象設備	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 蓄電システム <input type="checkbox"/> HEMS <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム
設置場所	<input type="checkbox"/> 申請者の現住所と同じ <small>(注) 現住所と異なる場合のみ住所記入</small> 京都府京都市
他の補助事業の利用	<small>(注) いずれも今回申請いただく助成金以外の補助事業です。</small> <input type="checkbox"/> 既存住宅省エネリフォーム(市) <input type="checkbox"/> 耐震改修, 耐震リフォーム(市) <input type="checkbox"/> 次世代住宅ポイント制度(国)
契約の締結日	□□年□□月□□日
設置日(予定) <small>(注)</small>	□□年□□月□□日

(注) 助成対象設備の保証書の保証開始日, 引渡証明書の引渡日又は工事完了証明書の完了日の予定を示す。

2 申請者

フリガナ	□□□□□□□□	印
氏名	□□□□□□□□	スタンプ印不可
現住所	〒 □□□□□□ - □□□□□□	
連絡先	(自宅) ☎ □□□□□□ (携帯) □□□□□□	

3 手続代行者 (申請者以外が提出する場合は、必ず記入してください。)

氏名	□□□□□□□□	印
会社名・部署	□□□□□□□□	スタンプ印不可
連絡先	(会社) ☎ □□□□□□ (携帯) □□□□□□	
営業日	□□□□□□□□	

4 工事請負契約者 (注) 契約書記載の請負者

住所	〒 □□□□□□ - □□□□□□
電話番号	(会社) ☎ □□□□□□
会社名・部署	□□□□□□□□

5 施工業者

	<input type="checkbox"/> 工事請負契約者と同一 <small>(下記, 住所, 電話番号, 会社名・部署の省略可)</small>
住所	〒 □□□□□□ - □□□□□□
電話番号	(会社) ☎ □□□□□□
会社名・部署	□□□□□□□□

6 その他

市税	<input type="checkbox"/> 市税の滞納がないことを誓約する。
記載事項	<input type="checkbox"/> 本申請書の記載事項に、虚偽のないことを誓約する。
申請内容	<input type="checkbox"/> 京都市から工事請負契約者等へ申請内容の確認を行うことに同意する。
手続代行	<input type="checkbox"/> 手続代行者を前頁のとおり定め、本申請に関する事務手続を委任する。
交付決定通知書 郵送先	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 注) 原則、申請者の現住所に送付するが、それ以外の場所に郵送を希望する場合のみ記入

7 申請内容

住宅区分	<input type="checkbox"/> 戸建住宅⇒ (<input type="checkbox"/> 居住かつ所有 <input type="checkbox"/> 居住のみ (所有者の同意を得ている) <input type="checkbox"/> 所有のみ) ⇒ (「8 住宅の用途」欄を記入) <input type="checkbox"/> 賃貸共同住宅⇒ (<input type="checkbox"/> 居住又は所有し、個人居住部分に使用 <input type="checkbox"/> 所有し、共用部分に使用) <input type="checkbox"/> 分譲共同住宅 (区分所有) <input type="checkbox"/> 分譲共同住宅 (管理組合) <input type="checkbox"/> 集会所 <hr/> <input type="checkbox"/> 現在は居住も所有もしていないが、上記の予定である。 実績報告の際に、居住する場合は住民票を、所有のみの場合は登記簿謄本を提出する。
建築区分	<input type="checkbox"/> 既築 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建売住宅
景観手続	<input type="checkbox"/> 必要あり。注) 設置前に所定の手続を行ってください。 <input type="checkbox"/> 規制区域だが、景観手続の必要なし。注) よく確認してください。 <input type="checkbox"/> 規制区域でない。注) よく確認してください。 <input type="checkbox"/> 屋内設置のみ。

8 住宅の用途 「7 申請内容」の住宅区分欄で戸建住宅を選択した場合に記入してください。

住宅の用途 (該当するものを選択)	<input type="checkbox"/> 助成対象設備を設置する建物 ^{※1} は、 <u>専用住宅^{※2}</u> である。 <input type="checkbox"/> 助成対象設備を設置する建物 ^{※1} は、 <u>兼用住宅^{※3}</u> であるが、建物の延べ面積の1/2以上が居住部分かつ非居住部分が50㎡以内であり、助成対象設備の電力・熱を居住部分に供給している。 居住部分 <input type="text"/> ㎡ 非居住部分 <input type="text"/> ㎡ (50㎡未満) <input type="checkbox"/> 助成対象設備を設置する建物は、 <u>二世帯住宅^{※4}</u> であるが、助成対象設備の電力・熱を申請者の居住部分に供給している。
(参考) 用語の定義	※1 建物とは、同じ敷地内に建物が複数ある場合は、電気の契約が同じ建物を全て含む。 ※2 専用住宅とは、一世帯が居住することを目的とした住宅。 ※3 兼用住宅とは、一世帯が居住する部分と、居住者が事務所や店舗などの業務に使用する部分を一つの建物の中に併せ持つ住宅。なお、併用住宅を含むものとする。 ※4 二世帯住宅とは、親夫婦と子供夫婦などの二以上の世帯が、1つの建物を壁などで分離させて、それぞれの部分に居住する住宅。なお、建物が壁などにより分離されていないものは、二以上の世帯が居住している場合でも、専用住宅とする。

9 助成対象設備の概要

(1) 太陽光発電システムの概要

設置区分	<input type="checkbox"/> 新設				
	<input type="checkbox"/> 増設	→助成金交付年度			年度
		→公称最大出力			kW

注) 過去に設置した太陽光発電システムにおいて、京都市から助成金の交付を受けたことがある場合が「増設」です。

	太陽光パネル				パワーコンディショナ	
メーカー名						
型番			公称最大出力		枚数	
	①		W	×		枚
	②		W	×		枚
	③		W	×		枚
	④		W	×		枚
公称最大出力の合計			kW		注) 小数点第3位以下切捨て	
助成対象経費	金					円 (税抜)
要件	<input type="checkbox"/> 発電した電力を一部又はすべて自家使用する。					

エネファームを同時設置する。

	燃料電池ユニット	バックアップ熱源機又は給湯器
メーカー名		
品名番号		
燃料	<input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> LPガス <input type="checkbox"/> 灯油	

(2) 蓄電システムの概要

設置区分	<input type="checkbox"/> 新設				
	<input type="checkbox"/> 増設	→助成金交付年度			年度
		→蓄電容量			kWh

注1) 過去に設置した蓄電システムにおいて、京都市から助成金の交付を受けたことがある場合が「増設」です。

	パッケージ	蓄電池本体	DC/DCコンバータ
メーカー名			
型番 注2)			
蓄電容量			kWh ※小数点第3位以下切捨て
助成対象経費	金		円 (税抜)
国補助金の申請予定	<input type="checkbox"/> 「ZEH化等による住宅における低炭素化促進事業」 注) 蓄電システム分のみ記入	金	
	<input type="checkbox"/> 「パーチャルパワープラント構築実証事業費補助金」	金	
要件	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システムと常時接続する。		

注2) パッケージと蓄電池本体にはS-JETもしくはSIIに登録された型番を記入してください。蓄電池本体の登録された型番しか分からない場合、パッケージ型番は省略可。

5 景観手続

太陽光発電システム	<input type="checkbox"/> 屋外設置
蓄電システム	<input type="checkbox"/> 屋外設置 <input type="checkbox"/> 屋内設置
HEMS	<input type="checkbox"/> 屋内設置
太陽熱利用システム	<input type="checkbox"/> 屋外設置

①景観手続を行ったもの

②規制区域だが、景観手続の
必要がないもの

③規制区域でないもの

 ④屋内設置のみ

注) 手続完了後の番号・日付を記入して下さい。
該当する番号がない場合は、その他の欄に手続の種類と完了後の日付を記入して下さい。

京都市指定都景風第 _____ 号
許可日： _____ 年 ____ 月 ____ 日

京都市指令都景景第 _____ 号
認定日： _____ 年 ____ 月 ____ 日

修 _____ 号
届出済日： _____ 年 ____ 月 ____ 日

眺 _____ 号
届出済日： _____ 年 ____ 月 ____ 日

その他 _____
_____ 年 ____ 月 ____ 日

風致地区

 都市計画局
都市景観部
風致保全課
協議済

山並み背景型・岸辺型・
町並み型建造物修景地区

 建物の高さが10mを超えない
 延べ面積が200㎡を超えない
 (戸建専用住宅を除く。)
 近景デザイン保全区域でない
 遠景デザイン保全区域でない
 遠景デザイン保全区域だが、
 視点場から3キロ以内でない
 遠景デザイン保全区域だが、
 建物の高さ(塔屋等を含む)が
 10mを越えない

6 その他

記載事項	<input type="checkbox"/> 本申請書の記載事項に、虚偽のないことを誓約する。
報告内容	<input type="checkbox"/> 京都市から工事請負契約者等へ報告内容の確認を行うことに同意する。
手続代行	<input type="checkbox"/> 手続代行者を前頁のとおり定め、本申請に関する事務手続を委任する。

7 助成対象設備の概要

(1) 太陽光発電システムの概要

設置日 <small>注)</small>	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
助成対象経費	金 <input type="text"/> 円 (税抜) (領収書の対象設備金額)

注) 助成対象設備の保証書の保証開始日、引渡証明書の引渡日又は工事完了証明書の完了日を示す。

太陽光発電システムについては、電力受給開始日としても良い。

	太陽光パネル				パワーコンディショナ	
メーカー名						
型番		公称最大出力		枚数		
	①	<input type="text"/>	W ×	<input type="text"/>	枚	
	②	<input type="text"/>	W ×	<input type="text"/>	枚	
	③	<input type="text"/>	W ×	<input type="text"/>	枚	
公称最大出力の合計	<input type="text"/> kW		注) 小数点第3位以下切捨て			
要件	<input type="checkbox"/> 発電した電力を一部又はすべて自家使用している。					

エネファームを同時設置している。

	燃料電池ユニット	バックアップ熱源機又は給湯器
メーカー名		
品名番号		
燃料	<input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> LPガス <input type="checkbox"/> 灯油	

(2) 蓄電システムの概要

設置日 <small>注1)</small>	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日						
助成対象経費	金 <input type="text"/> 円 (税抜) (領収書の対象設備金額)						
国補助金の申請	<input type="checkbox"/> 「ZEH化による住宅における低炭素化促進事業」 <small>(蓄電システム分の補助金額のみ記入)</small> <table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>金</td> <td><input type="text"/></td> <td>円</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 「パーチャルパワープラント構築実証事業費補助金」 <table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>金</td> <td><input type="text"/></td> <td>円</td> </tr> </table>	金	<input type="text"/>	円	金	<input type="text"/>	円
金	<input type="text"/>	円					
金	<input type="text"/>	円					

注1) 助成対象設備の保証書の保証開始日、引渡証明書の引渡日又は工事完了証明書の完了日を示す。

	パッケージ	蓄電池本体	DC/DCコンバータ
メーカー名			
型番 <small>注2)</small>			
蓄電容量	<input type="text"/> kWh ※小数点第3位以下切捨て		
要件	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システムと常時接続している。		

注2) パッケージと蓄電池本体には S-JET もしくは SII に登録された型番を記入してください。蓄電池本体の登録された型番
 しか分からない場合、パッケージ型番は省略可。

(3) HEMSの概要

設置日 注)	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
助成対象経費	金 <input type="text"/> 円 (税抜) (領収書の対象設備金額)		
国・府補助金の申請	<input type="checkbox"/> 「府民ネガワット発電推進事業補助金」	金 <input type="text"/> 円	
	<input type="checkbox"/> 「バーチャルパワープラント構築実証事業費補助金」	金 <input type="text"/> 円	

注) 助成対象設備の保証書の保証開始日、引渡証明書の引渡日又は工事完了証明書の完了日を示す。

	セット	情報収集装置	情報測定装置	モニター
メーカー名				
型番				

(4) 太陽熱利用システムの概要

設置日 注)	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
助成対象経費	金 <input type="text"/> 円 (税抜) (領収書の対象設備金額)		

注) 助成対象設備の保証書の保証開始日、引渡証明書の引渡日又は工事完了証明書の完了日を示す。

種類	<input type="checkbox"/> 自然循環型 <input type="checkbox"/> 強制循環型 (<input type="checkbox"/> 水集熱式 <input type="checkbox"/> 空気集熱式)		
メーカー名			
集熱器 (集熱パネル)		型式名	BL 認定番号
	①		
	②		
集熱面積の合計	<input type="text"/> m ²		

様

京都市長 門 川 大 作

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付決定通知書

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付要綱第9条第1項の規定により交付申請のありました京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第12条第1項、同要綱第10条第1項の規定に基づき通知します。

記

- 1 助成対象設備 太陽光発電システム 蓄電システム HEMS
 太陽熱利用システム
- 2 助成金交付予定額 円
- 3 交付の条件
 - (1) 助成対象システムの設置に景観関連法令に基づく手続が必要な場合は、必要な手続を実施すること。
 - (2) 次のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出ること。
 - ア 助成金交付申請の内容を変更しようとするとき。
 - イ 助成対象事業を中止又は廃止しようとするとき。
 - (3) 助成事業完了の後に、当該助成事業の実績を、助成対象設備の設置日（複数の助成対象設備を同時に申請しており、設置日が異なる場合は、設置が最も遅い助成対象設備の設置日）の翌日から起算して60日を経過した日（共同住宅の管理組合による申請の場合を除く。）又は交付申請年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書（第2号様式）により市長に届け出ること。
 - (4) 市長は、本通知を受けた者が次の各号に該当するときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。
 - ア 申請書に虚偽の記載をするなど、不正の手段により助成を受けようとし、又は受けたとき。
 - イ 同条例、同要綱及び実施要領に定める規定に違反したとき又は期日までに事業完了の届出がなかったとき。
- 4 申請の取下げ
当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある時は、通知を受けた日の翌日から起算して20日以内に申請の取下げをすることができる。

本通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

様

京都市長 門 川 大 作

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金不交付決定通知書

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付要綱第9条第1項の規定により交付申請のありました京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金について、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第12条第2項及び同要綱第10条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 助成対象設備 太陽光発電システム 蓄電システム HEMS
 太陽熱利用システム

2 助成金不交付の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付申請取下げ書

京都市補助金等の交付等に関する条例第13条第1項及び京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付要綱第11条第1項の規定に基づき申請を取り下げます。

1 助成金交付予定額・助成対象設備

交付決定番号	京都市指令環地 □□□□□□ 号
年月日	□□年□□月□□日
助成金交付予定額	金 □□□□□□□□ 000 円
助成対象設備	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 蓄電システム <input type="checkbox"/> HEMS <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム
取下げの理由	

2 申請者

フリガナ		印
氏名		スタンプ印不可
現住所	〒□□□□ - □□□□□□	
連絡先	(自宅) ☎	(携帯)

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金変更承認申請書

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条第1項及び京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付要綱第12条第1項の規定により、申請事項について変更の承認を受けるため申請します。

1 【変更前】助成金交付予定額・助成対象設備

交付決定番号	京都市指令環地 □□□□□□ 号
年月日	□□年□□月□□日
助成金交付予定額	金 □□□□□□□□ 000 円
助成対象設備	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 蓄電システム <input type="checkbox"/> HEMS <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム
他の補助事業の利用	注) いずれも今回申請いただく助成金以外の補助事業です。 <input type="checkbox"/> 既存住宅省エネリフォーム(市) <input type="checkbox"/> 耐震改修,耐震リフォーム(市) <input type="checkbox"/> 次世代住宅ポイント制度(国)

2 【変更後】助成金交付予定額・助成対象設備

注) 交付申請受付期間終了後は、決定されている助成金交付予定額から増額することはできません。

助成金交付予定額	金 □□□□□□□□ 000 円注)助成金額計算表の合計額を記入。金額の訂正不可。
助成対象設備	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 蓄電システム <input type="checkbox"/> HEMS <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム
他の補助事業の利用	注) いずれも今回申請いただく助成金以外の補助事業です。 <input type="checkbox"/> 既存住宅省エネリフォーム(市) <input type="checkbox"/> 耐震改修,耐震リフォーム(市) <input type="checkbox"/> 次世代住宅ポイント制度(国)

3 変更内容

交付申請時からの 変更点	
-----------------	--

4 申請者

フリガナ		印
氏名		スタンプ印不可
現住所	〒□□□□□ - □□□□□	
連絡先	(自宅) ☎ (携帯)	

5 手続代行者 (申請者以外が提出する場合は、必ず記入してください。)

氏名		印
会社名・部署		スタンプ印不可
連絡先	(会社) ☎ (携帯)	
営業日		

6 その他

記載事項	<input type="checkbox"/> 本申請書の記載事項に、虚偽のないことを誓約する。
申請内容	<input type="checkbox"/> 京都市から工事請負契約者等へ申請内容の確認を行うことに同意する。
手続代行	<input type="checkbox"/> 手続代行者を上記のとおり定め、本申請に関する事務手続を委任する。

様

京都市長 門 川 大 作

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金変更承認通知書

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付要綱第12条第1項の規定により申請事項の変更承認申請のありました京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金について、下記のとおり承認することと決定しましたので、同要綱第12条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 助成対象設備 太陽光発電システム 蓄電システム HEMS
 太陽熱利用システム

2 承認の理由

3 承認後の助成金交付予定額 円

本通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

様

京都市長 門 川 大 作

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金変更不承認通知書

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付要綱第12条第1項の規定により申請事項の変更承認申請のありました京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金について、下記のとおり承認しないことと決定しましたので、同要綱第12条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 助成対象設備 太陽光発電システム 蓄電システム HEMS
 太陽熱利用システム

2 承認しない理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金廃止承認申請書

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条第1項及び京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付要綱第12条第3項の規定により、申請事項について廃止の承認を受けるため申請します。

1 助成金交付予定額・助成対象設備

交付決定番号	京都市指令環地	□□□□□□	号
年月日	□□	年	□□
	□□	月	□□
	□□	日	
助成金交付予定額	金	□□□□□□	000円
助成対象設備	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 蓄電システム <input type="checkbox"/> HEMS <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム		

2 廃止理由

廃止理由	
------	--

3 申請者

フリガナ		印
氏名		スタンプ印不可
現住所	〒□□□□ - □□□□□□	
連絡先	(自宅) ☎	(携帯)

4 手続代行者 (申請者以外が提出する場合は、必ず記入してください。)

氏名		印
会社名・部署		スタンプ印不可
連絡先	(会社) ☎	
営業日	(携帯)	

5 その他

記載事項	<input type="checkbox"/> 本申請書の記載事項に、虚偽のないことを誓約する。
申請内容	<input type="checkbox"/> 京都市から工事請負契約者等へ申請内容の確認を行うことに同意する。
手続代行	<input type="checkbox"/> 手続代行者を上記のとおり定め、本申請に関する事務手続を委任する。

様

京都市長 門 川 大 作

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金廃止承認通知書

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付要綱第12条第3項の規定により申請事項の廃止承認申請のありました京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金について、下記のとおり承認することと決定しましたので、同要綱第12条第4項の規定に基づき通知します。

記

- 1 助成対象設備 太陽光発電システム 蓄電システム HEMS
 太陽熱利用システム

2 承認の理由

様

京都市長 門 川 大 作

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付決定取消・変更通知書

年 月 日付けで京都市指令環地第 号にて交付を決定しました京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金について、下記のとおり交付について取消・変更することと決定しましたので、京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付要綱第13条及び第14条の規定に基づき通知します。

記

- 1 助成対象設備 太陽光発電システム 蓄電システム HEMS
 太陽熱利用システム

2 取消・変更の理由

3 助成金交付予定額 円

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

様

京都市長 門 川 大 作

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付額決定通知書

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付要綱第15条第1項の規定により事業完了の届出のありました京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金について、下記のとおり交付額を決定しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第19条第1項、同要綱第16条第1項の規定に基づき通知します。

記

- 1 助成対象設備 太陽光発電システム 蓄電システム HEMS
 太陽熱利用システム

2 助成金交付額 円

3 財産処分の制限

助成金交付を受けて設置した設備を市長の許可なく他の目的に使用し、譲渡し、貸し付け又は担保に供することはできません。

※ 京都市補助金等の交付等に関する条例第31条第1項第1号及び第2号に規定

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

本通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付請求書

(あて先) 京 都 市 長

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付要綱第17条第1項の規定により、
助成金の交付を請求します。

請求者の氏名 (管理組合その他にあつては、 管理組合名及び代表者氏名)	
請求者の住所	

助成金の請求額	金 , 000円
---------	----------

(あて先) 京 都 市 長

住 所

氏 名

(日中連絡可能な電話番号)

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金に係る財産処分承認申請書

標記の件について、下記のとおり取得財産を処分したいので、京都市補助金等の交付等に関する条例第31条及び京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付要綱第20条第2項の規定に基づき、関係書類を添え下記のとおり申請します。

記

- 1 助成対象設備 太陽光発電システム 蓄電システム HEMS
 太陽熱利用システム エネファーム
- 2 助成対象設備の設置場所
- 3 助成対象設備の総工事費及び助成金額
- 4 財産処分の内容
 - (1) 財産処分の目的
 - (2) 財産処分の理由
 - (3) 財産取得年月日
 - (4) 財産取得後の経過年数
 - (5) 財産処分制限期間
 - (6) 処分の内容
 - (7) 処分予定年月日
 - (8) 評価額
 - (9) 評価額の算出方法
- 5 助成金返還額
- 6 助成金返還額の算出根拠
- 7 添付書類 (付近見取図, 平面図, 処分対象機器仕様書, 写真及びその他参考となる資料)

京都市指令環地第 号
年 月 日

様

京都市長 門 川 大 作

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金に係る財産処分承認通知書

京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金交付要綱第20条第2項の規定により、処分を制限された取得財産等の財産処分承認の申請がありました京都市すまいの創エネ・省エネ応援事業助成金について、下記のとおり承認することとしましたので、同要綱第20条第3項の規定に基づき助成金返還額を通知します。

記

- 1 助成対象設備 太陽光発電システム 蓄電システム HEMS
 太陽熱利用システム エネファーム
- 2 助成対象設備の設置場所
- 3 助成対象設備の総工事費及び助成金額
- 4 財産処分の内容
 - (1) 財産処分の目的
 - (2) 財産処分の理由
 - (3) 財産取得後の経過年数
 - (4) 財産処分制限期間
 - (5) 処分の内容
 - (6) 処分予定年月日
 - (7) 評価額
 - (8) 評価額の算出方法
- 5 助成金返還額
- 6 助成金返還額の算出根拠
- 7 承認の理由